



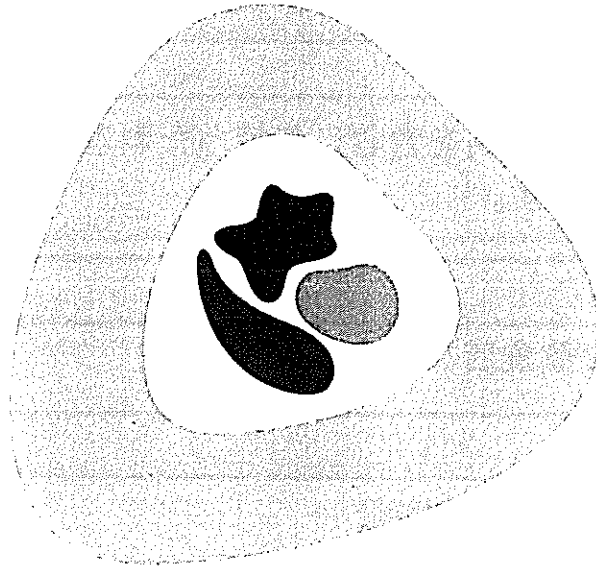
報道発表資料の配付日時 4月15日 (金) 13時30分

発表項目 (行事名)	海外の飲食店等での「道産品輸出用シンボルマーク」の展開について ～海外の飲食店等のメニュー表等で掲出しやすくなるよう運用を明確化しました～		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>海外での一層の道産品の認知度向上と差別化を図るため、「道産品輸出用シンボルマーク」について、海外の飲食店等のメニュー表等で掲出しやすくなるよう運用を明確化しました。</p> <p>海外で外食を楽しまれる方々に対して、当該マークの露出機会の増加を通じて、北海道ブランドの向上に一層努めていきます。</p> <p>&lt;「道産品輸出用シンボルマーク」の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的：2010年、海外における北海道ブランドの普及と保護を目的に作成</li> <li>・商標細・域：香港、台湾、中国、韓国、タイ、シンガポール、ベトナム</li> <li>・商標権者：北海道</li> <li>・運営：マーク使用希望者は道（経済部国際経済課）に申請し、道が承認証を交付（使用料は無料。）</li> <li>・登録累計：3,120件（2022年4月13日現在） （内訳：農林水産物1,355件、加工食品1,729件、広報印刷物36件）</li> </ul> <p>&lt;今後の展開&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東南アジアや中国では、美味しさや健康志向へのニーズの高まりや、コロナ禍で海外旅行が引き続き困難な状況などにより、外食で日本食を楽しみたい方々が一層増えてきています。</li> <li>・道としては、この機会を捉え、まずは海外で飲食店などを営む道内企業に呼び掛けるとともに、北海道レストランフェアや利用促進キャンペーン、海外事務所からのPRなどにより、当該マークのレストランメニュー表等の掲出を積極的に促進していくことで、飲食店等での道産品の活用拡大を通じて、海外での北海道の食文化の確立を目指していきます。</li> </ul> <p>&lt;問合せ先&gt; 北海道経済部経済企画局国際経済課国際交流係（TEL 011-204-5339）</p>		
参考			

報道（取材） に当たって のお願い	道内企業の皆様の商品のほか、飲食店等でも本マークを活用いただけることで、道産品の消費拡大や、海外における北海道ブランドの普及・保護が期待されることから、積極的な取材をお願いいたします。		
他のクラブ との関係	同時配付	（場所）	
	同時レク		

担当 (連絡先)	経済部経済企画局国際経済課 課長補佐 塚本 昌章 TEL ダイヤルイン 011-204-5339 内線 26-604		
-------------	--	--	--

「道産品輸出用シンボルマーク」を  
海外の飲食店でも利用してみませんか？



北海道産

PRODUCED IN HOKKAIDO, JAPAN

「道産品輸出用シンボルマーク」は、  
海外に向けて道産品ブランドを発信するマークです



○本シンボルマークは、以下の国・地域で商標登録済みです。  
「香港」、「台湾」、「中国」、「韓国」、「タイ」、「シンガポール」、「ベトナム」

●北海道経済部経済企画局国際経済課

TEL 011-204-5339/FAX 011-232-8870

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/overseas\\_expansion/symbolmark.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/overseas_expansion/symbolmark.html)



# 「道産品輸出用シンボルマーク（通称：北海道おにぎりマーク）」の 飲食店などでの利用に関するご案内

## 道産品輸出用シンボルマークとは

○北海道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を定め、香港、台湾、中国、韓国、タイ、シンガポール、ベトナムで商標登録しています。

## 利用のメリット

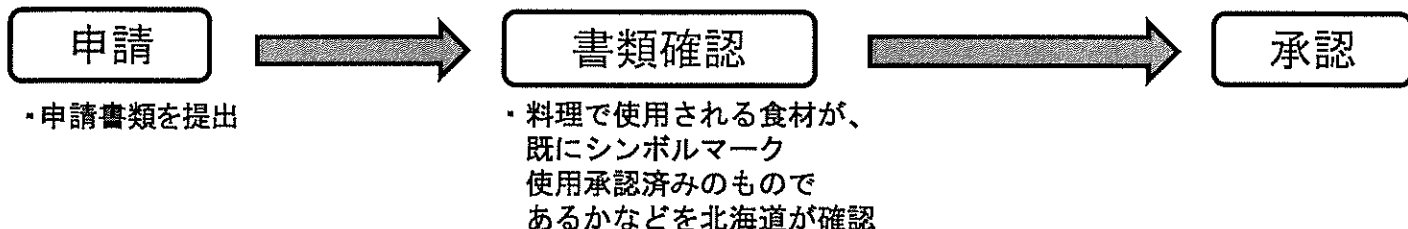
○「北海道産」の食材（加工品を含む）を使った料理を提供していることを消費者にアピールできます。

## ■対象事業者

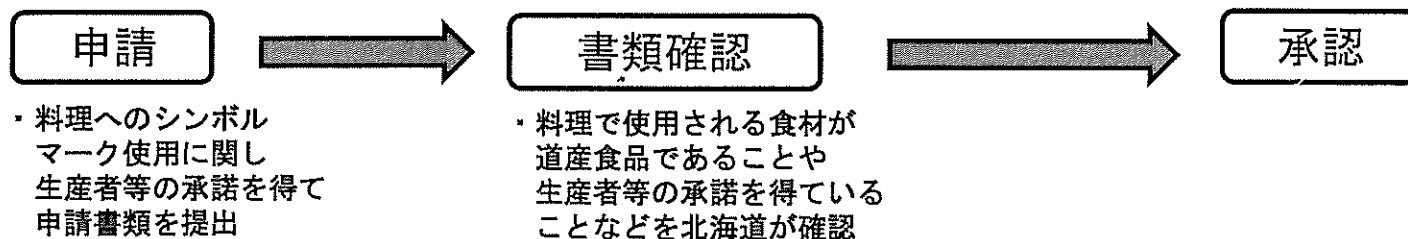
○商標登録した国・地域で飲食店などを営む事業者。

## ■承認の流れ

### ○申請する食材が承認済みの場合



### ○使用する食材が未承認の場合



## ■利用の条件

○マークは「北海道産」の食材(名称・写真)に対してのみ表示することができます。料理自体や料理に使用されている他の食材が道産食品であるとの誤解を与えるような使用はできません。

※詳細については、ホームページに「海外での飲食店における道産品輸出用シンボルマークの使用について」を掲載しておりますので、下記のURLよりご参照ください。

## ■申請受付・問い合わせ先

### 【申請受付先】

Email : keizai.kokukei@pref.hokkaido.lg.jp

【問い合わせ先】北海道経済部経済企画局国際経済課

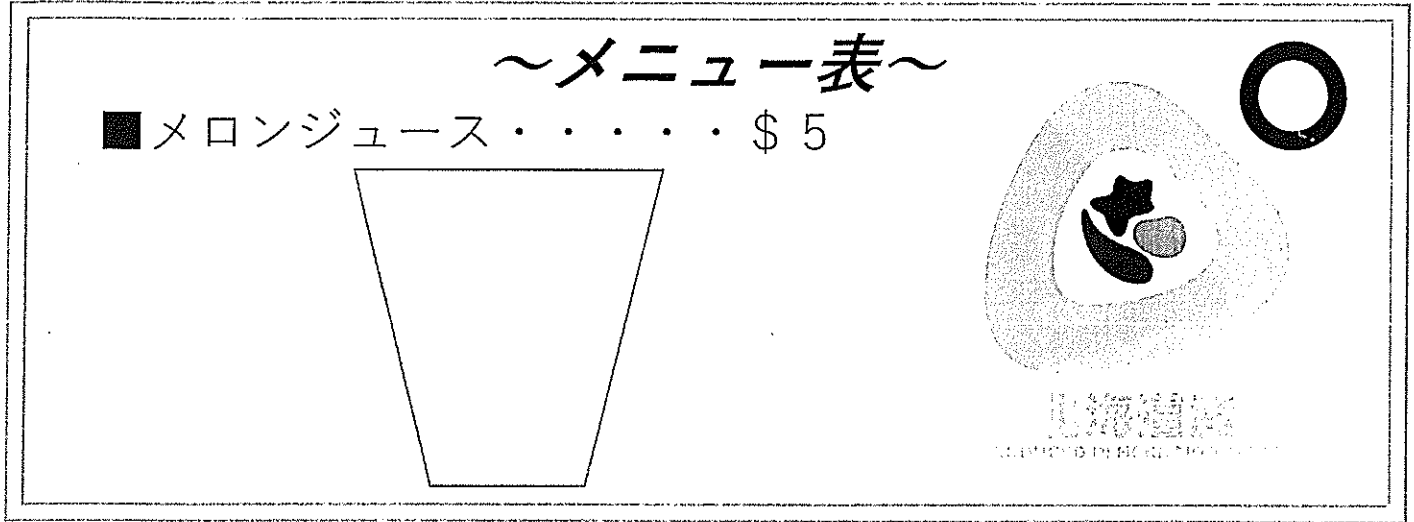
TEL: 011-204-5339 FAX: 011-232-8870

【HP】 [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/overseas\\_expansion/symbolmark.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/overseas_expansion/symbolmark.html)



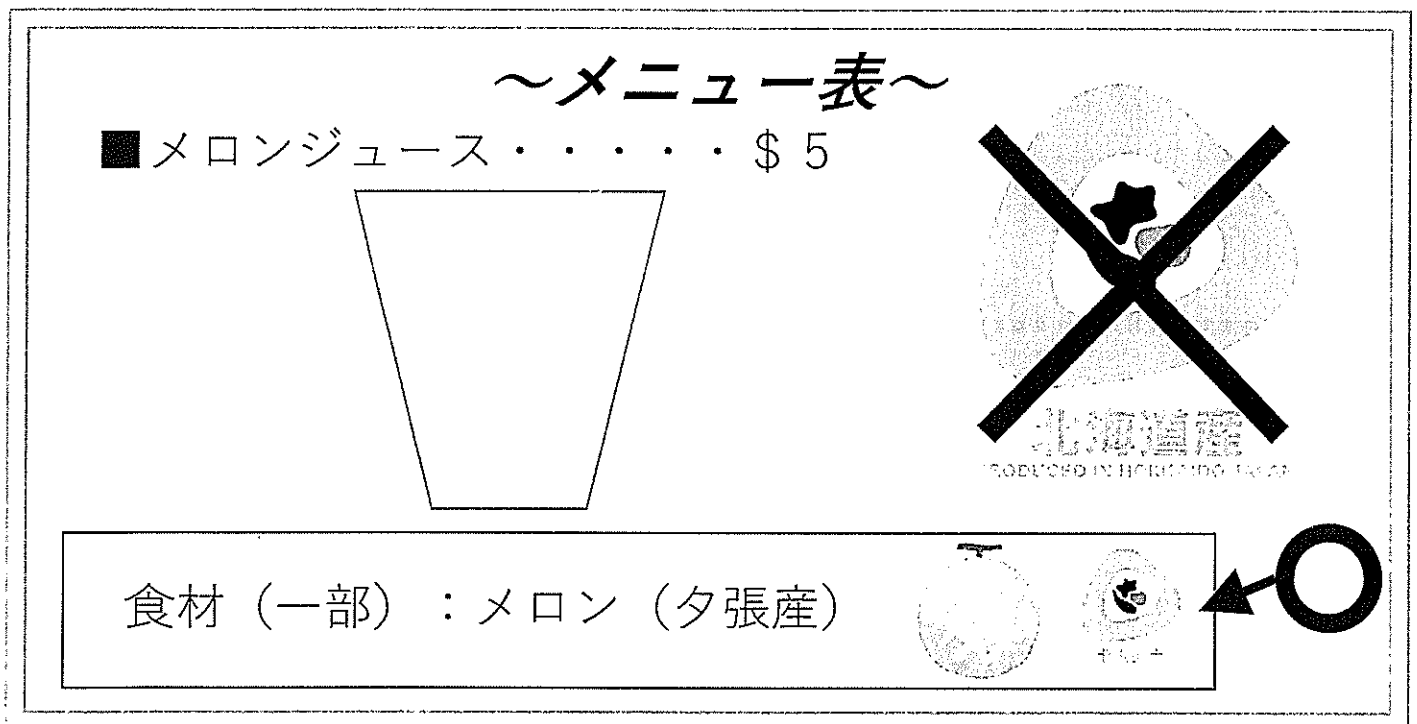
# 道産品輸出用シンボルマーク 活用例のご紹介

## 例1) 加工食品をそのまま提供する場合



北海道で製造されたメロンジュースを仕入れ、加工せずにコップに注いでそのままメニューとして提供する場合は、料理名や提供する状態の写真にシンボルマークを付けることができます。

## 例2) 店で調理（加工）した料理（ドリンク）を提供する場合



北海道で生産されたメロンを仕入れ、レストラン内で果汁を搾り、メニューとして提供する場合は、料理名や提供する状態の写真にシンボルマークを付けることはできません。

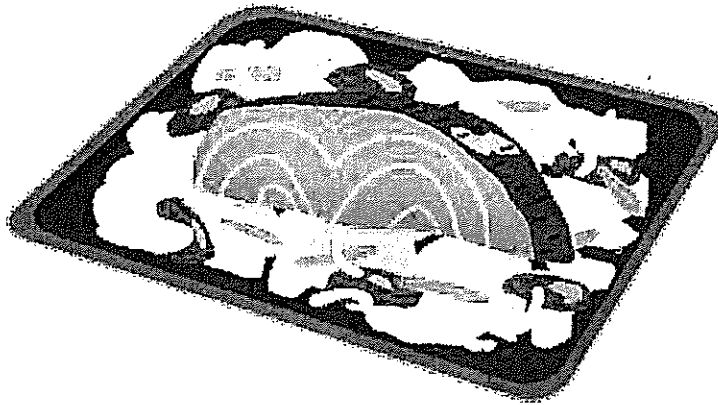
食材などをメニューに表示した上で北海道産の食材の名称や写真に付ける場合に、シンボルマークの使用が可能です。

**例3)** 店で調理（加工）した料理を提供する場合で、一部の食材（調味料等を含む）が北海道産の場合

～メニュー表～

■北海道産鮭のちゃんちゃん焼き・・・・・・・・・・\$15

※食材の一部に北海道産の食材を使用しています。



食材（一部）：

鮭（オホーツク産） タマネギ  醤油  

食材の一部（鮭（オホーツク産）、タマネギ（岩見沢産）、醤油（北海道産（製造）））が北海道産であり、その他の食材（キャベツ（タイ産）、しめじ（中国産）、にんじん（米国産）、味噌（〇〇県産（製造）））が北海道産ではない場合、使用している食材の一部が北海道産であることを標記するとともに、食材の一部としてメニューに表示した上で、食材の名称や写真に付ける場合に、シンボルマークの使用が可能です。

～ご注意ください。～

道産品輸出用シンボルマークは、北海道内で生産された農林水産物や北海道内で製造または加工された加工食品に付けることができるマークです。

食材に対してご使用いただけますが、料理名や料理の写真には使用できませんのでご注意ください。

《申請先》

札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道経済部 国際経済課

TEL 011-204-5339/FAX 011-232-8870

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/overseas\\_expansion/symbolmark.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/overseas_expansion/symbolmark.html)

